

民間航空の軍事利用と憲法改正について、民間航空の目線で考えたい。事実関係は以下の通りです。

《日本人の安心・安全を求める気質》

・日本旅行業協会 JATA 会長（トラベルビジョン 2016. 01. 07）

「日本人の安心・安全を求める気質を踏まえ、日本人がパリに沢山行けば「パリは安全」を表明できる、日本人の海外旅行のプレゼンスはそこにある」

つまり、有事の際、日本人は最初に海外旅行を止め、最後に帰ってくる、ということです。

【憲法が最後の砦】

現状の確認をしましょう。

- ①現に有事法制やガイドライン(日米防衛協力のための指針)が存在する
- ②既に国民保護法により(指定公共機関)民間航空の協力が義務付けられている
- ③元にある日米安保条約は両国の憲法の範囲となっている
- ④現在の憲法は戦争放棄である
- ⑤しかし、憲法が改正されたら最後の歯止めがなくなる
- ⑥シカゴ条約に違反すると、民間航空としての保護が無くなる

【現状認識の共有を】

◇安倍元首相「台湾有事の際に集団自衛権行使の可能性」(中央日報. 211214)

<https://news.yahoo.co.jp/articles/39cf13518ee12931679b13514e019cfb9d22bb19>

日本の安倍元首相が台湾有事を取り上げ、日本の集団自衛権行使の可能性について述べた。

日本メディアによると、安倍元首相は前日にBS日テレの「深層ニュース」に出演し、中国が台湾に対する軍事的圧力を強めていることをめぐり、仮に台湾有事が起きれば日本の平和と安全に重要な影響を与える「重要影響事態」に該当すると主張した。

特に安倍元首相は「(台湾有事で)米艦に攻撃があれば、『存立危機事態』で集団的自衛権の行使となる可能性がある」と明らかにした。

松野官房長官は定例会見で、安倍元首相の発言が政府見解と同じなのかに対する質問に「(集団自衛権行使は)実際に発生した事態の個別具体的な状況に即して客観的、合理的に判断されるもの。一概に答えるのは困難」と話した。これに先立ち安倍元首相は台湾の民間研究機関が主催した講演に参加し、「台湾有事は日本有事であり、日米同盟の有事でもある」として台湾に問題が発生する場合には日米共同で対応する立場を示唆した。

これを受け中国は垂秀夫駐中日本大使を外交部に呼んで抗議した。

◆安倍元首相に直撃！「台湾有事は日本有事」発言の真意は (FNN. 211208 抜粋)

<https://www.fnn.jp/articles/-/282106>

安倍晋三元首相 清和政策研究会(安倍派) 会長：

重要影響事態は、放置すれば我が国への直接の武力行使に至る恐れがあり、平和と安全に重要な影響を及ぼす事態。台湾は与那国島などから100kmほどしか離れておらず、そうなる可能性は高い。だから日本有事と表現しました。

◆「重要影響事態」と「存立危機事態」(時事. 210328)

<https://www.jiji.com/jc/article?k=2021032800241&g=tha>

・重要影響事態

安全保障関連法は、放置すれば、日本の平和と安全に重要な影響を与える状況を重要影響事態と定義。

米軍など他国の軍隊を後方支援できる。

地理的制限はなく、弾薬提供や戦闘作戦のため発進準備中の航空機への給油も可能。

・存立危機事態

存立危機事態は、密接な関係にある他国への武力攻撃が発生し、日本の存立が脅かされるなどの事態。

弾道ミサイル防衛中の米軍を攻撃する相手への、自衛隊による反撃などを念頭に置く。

集団的自衛権行使が可能になる3要件の一つで、武力行使には併せて「他に適当な手段がない」「必要最小限度の実力行使」の要件を満たす必要がある。

【安保法制と新ガイドラインで日本はどう変わるのか】2015. 06. 12 学習会

講師は元防衛官僚の柳澤協二さん、新安保11法案についての内容でした。

《ガイドラインがもたらす質的变化(中味)》

- (1)活動範囲：周辺から地球規模＝量的拡大
- (2)武器使用：自己保存から任務遂行＝質的拡大(自衛隊が軍隊に)
- (3)平時から米艦防護＝時間的拡大(専守防衛から戦闘参加へ)

- ・専守防衛の転換
- ・憲法との矛盾

### 《安保法制の論点》

#### ① 平時の同盟協力(グレーゾーン)

- ・平時からの米艦防護(自衛隊法 95 条改訂)→本来は駐屯地を暴徒から守る目的の「武器使用」
- ・邦人の保護措置(自衛隊法 84 条改訂)→今までは輸送任務だった

#### ② 準軍事の同盟協力「重要影響事態法」

- ・非戦闘地域から戦闘現場以外で実施、弾薬提供も可能
- ・「重要影響事態」>「存立危機事態」→いつでも後方支援は可能

#### ③ 国際平和共同対処事態法(恒久新法)

- ・支援すべき軍事行動の拡大

#### ④ 国際秩序維持・自衛隊が主役として参加

- ・新たな任務(多国籍軍としての占領軍に自衛隊が参加)

### 《アメリカの要請を断れるか》

- ・ガイドラインによる日米一体化
- 米艦護衛=運用の一体化
- 平時からの共同計画策定=政策判断の一体化
- 日米同盟強化が目的=断れば同盟崩壊
- 日本はアメリカの戦争に反対したことがない

### 【関連する諸事項】

#### 《国際民間航空条約》(シカゴ条約)

前文：国際民間航空の将来の発達は、世界の各国及び各国民の間における友好と理解を創造し、且つ、維持することを大いに助長することができるが、国際民間航空の「濫用」は、一般的安全に対する脅威となることがあるので、また、各国及び各国民の間における摩擦を避け、且つ、世界平和の基礎である各国及び各国民の間における協力を促進することが望ましいので、よって、下名の政府は、国際民間航空が安全に且つ整然と発達するように、また、国際運送業務が機会均等主義に基づいて確立されて健全且つ経済的に運営されるように、一定の原則及び取極めについて合意し、その目的のためにこの条約を締結した。

第3条：軍、税関及び警察の業務に用いる航空機は、「国の航空機」とみなす。

第4条(民間航空の濫用)各締約国は、この条約と両立しない目的のために「民間航空機を使用しない」ことに同意する。

#### ◆ANAチャーター便がシカゴ条約「適用外」だった

1997年6月23日と30日、全日空機が沖縄の嘉手納基地から横田基地まで米軍海兵隊を輸送した事件がありました。当初、会社側は「商業ベースによる通常のチャーター便」との説明をしていましたが、後に「武器・弾薬が輸送されることもあり得ることを承知していた」ことを明らかにしました。

後日、国会で政府見解として当該便は民間機の運航には当たらない「国の航空機」と初めて認めたケースとなった。

### 《航空法》(抜粋)

第1条：この法律は、国際民間航空条約の規定ならびに同条約の付属書として採択された標準方式および手続きに準拠して、航空機の航行の安全及び航空機の航行に起因する障害の防止を図るための方法を定め、航空の発達を図ることを目的とする。

#### ◆国民保護法(指定公共機関の対象事業者)

・2003年に武力攻撃事態対処法、国民保護法が成立し、翌年9月には航空会社は「指定公共機関」に指定されました。また自衛隊法103条も改定され、政令で交通運輸産業は業務従事命令対象者に指定されました。

・2006年3月、航空各社から各組合に国民保護法に関する「指定公共機関」としての「業務計画」の説明が行われました。内容の主な点は、

- ①安全性が担保されること
- ②強制ではなく事業者が自主的に判断できること
- ③航空法等関連する法令の範囲内で遵法性が担保されること

の3点で、あくまでも現行法が適用され、業務命令や指示は就業規則に沿ったもので従来と何ら変わらないことが強調されました。

武力攻撃事態対処法に基づき11種類の公益機関が指定され、運送事業者には、日航グループ各社、全日空グループ各社などが含まれています。

◇指定公共機関及び指定地方公共機関の実施する国民の保護のための措置(要約)

**武力攻撃事態**等における**国民の保護**のための措置に関する法律(国民保護法)

第21条: **指定公共機関**は、国民保護の措置を**実施「しなければならない」**。

第22条: 国は国民保護の措置について、安全確保に配慮しなければならない。

・国民の保護に関する業務計画(JALの例)

[https://www.jal.com/ja/protect/pdf/protect\\_op.pdf](https://www.jal.com/ja/protect/pdf/protect_op.pdf)

弊社は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第36条第1項の規定に基づき、弊社の「**国民保護措置の実施に関する業務計画**」を作成いたしました。

第1章 総則

計画の目的や航空法等関係法令遵守、国民保護措置の実施に関する自主的判断、安全の確保等、弊社が「**指定公共機関**」として国民保護のための措置を実施するに当たっての**基本方針**等について定めています(以下、省略)

## 【法律家の見解】

### 《憲法9条》

1. 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、**国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する**。
2. 前項の目的を達成するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

### ◆現行憲法(政府見解)

憲法第9条は、国際紛争を解決する手段としての戦争等を禁じていますが、我が国が主権国として持つ固有の自衛権までも否定する趣旨のものではなく、**自衛のための必要最小限度の実力を行使**することは認められているところです。「憲法第9条」の下において許容されている**自衛権の発動**については、政府は従来から

①**我が国に対する急迫不正の侵害**があること。

②これを排除するために**他の適当な手段がない**こと。

③**必要最小限度の実力行使**にとどまるべきこと。

という3要件に該当する場合に限られると解しています。

### ◆日米安保条約(憲法規定と日本領域限定)

#### ◇第5条(共同防衛)

①各締約国は、**日本国の施政の下にある領域**における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の「**憲法上の**」**規定及び手続に従って**共通の危険に対処するように行動することを宣言する。

### 《日弁連 2019/2 定期総会》

[https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/publication/booklet/data/kenpo\\_pmf.pdf](https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/publication/booklet/data/kenpo_pmf.pdf)

日本政府は2014年7月1日の閣議決定で「**存立危機事態**」という新たな概念を作って、存立危機事態における集団的自衛権の行使は許されるとし、さらに、2015年9月には国会において、平和安全法制整備法および国際平和支援法(**安保法制**)が採決されました。

自民党は2018年3月、憲法9条1項・2項は残しながら、新たに憲法9条の2という条文を設け、軍事的組織である「**自衛隊**」と、**その任務である「必要な自衛の措置」**を憲法に書き加えるという「**条文イメージ(たたき台素案)**」を公表しました。

自民党案では、「前条(9条)の規定」は「**必要な自衛の措置**」をとることを「**妨げず**」と定めており、内容は限定されていません。

そのため、憲法9条の**これまでの解釈にとらわれることなく「必要な自衛の措置」の解釈を展開することが可能**となります。

そうすると、これまで憲法9条が果たしてきた、海外での武力行使や集団的自衛権の行使を禁止するという機能が失われ、「存立危機事態」に限らず、**集団的自衛権の行使を認める道**を開き、広く海外での武力行使が容認される危惧が生じます。

### 《後法優越の原理》

種類を同じくする複数の制定法の間には「**後法優越の原理**」と、特別法優先の原理が存在する。後法優越の原理は「**後法は前法を破る**」ということであり、特別法の規定があるときには、その対象となっている事項に関しては、その特別法が優先的に適用される。

後法優越の原理では、同じことがらについて**後から別の規定を有する法律が制定された場合には前法(ぜんぼう)より後法(こうほう)が優先する**というもので、憲法9条2項の戦力不保持規定は実質上死文化することとなる。

## 【参考資料】

◆米「イラク戦の兵員・物資輸送」民間機の動員を決定（時事 2003. 02. 09）

・米国防総省は、ラムズフェルド国防長官が、民間航空会社の保有機材を有事の際に徴用する**民間予備航空隊（CRAF）**の動員を決めたと発表した。

・CRAFの動員決定は1990年8月の湾岸危機発生直後以来2度目となる。

注：民間予備航空隊(CRAF) Civil Reserve Air Fleet

・アメリカ合衆国の主要航空会社は、CRAFに組み入れられており、有事の際は人員・航空機材などは空輸兵力として軍の指揮により運航されることとなる。

・保有機の**旅客機は30%以上、貨物機は15%以上**をCRAFに登録しなければならない。

CRAFはアメリカ空軍の航空機動軍団が所管している。

・**IFALPA** (The International Federation of Air Line Pilots' Associations)

IFALPA（国際定期航空操縦士協会連合会）のIマニュアルでは民間パイロットの軍事動員について、「航空会社のパイロットの**非自発的な動員は、強く非難する**」としています。(POL-STAT) Policy Status=**IFALPA ポリシー**

・船員予備自衛官化「**事実上の徴用**」海員組合が**反発**（毎日. 20160129）

太平洋戦争では民間の船や船員の大部分が軍に徴用され、6万人以上の船員が亡くなった。「悲劇を繰り返してはならない」と訴えた。（注：死亡率43%、海軍17%）

・防衛省「**民間船員を予備自衛官化**」事実上の徴用か（Platnews. 20160131）

防衛省が、民間の船会社乗組員を有事の際に召集される予備自衛官として採用する制度の導入を進めている。

これに対し、貨物船の乗組員などで作る「全日本海員組合」が、「事実上、民間人の徴用につながる」として今年15日防衛省に反対を申し入れた。29日には記者会見を行い反対声明も発表。

\*予備自衛官補採用要項

・受験資格：次の表の**国家免許資格等を有する者**  
(海上予備自衛官補) 海技士(航海)、海技士(機関)

## 《自衛隊輸送機》

<https://www.mod.go.jp/asdf/equipment/yusouki/C-130H/index.html>

・米国製 C130 ハーキュリーズ

完全武装の空挺隊員 64 人(通常の搭載人員は 92 名)、航続距離 4,000km (5 トン搭載時)

航空自衛隊 **16 機**、海上自衛隊 **6 機**

・国産 C-1 輸送機

完全武装の空挺隊員 45 人(通常の搭載人員は 60 名)、航続距離 1,700km (2.6 トン搭載時)

現有 **9 機** (生産 31 機)

・国産 C-2 輸送機

通常の搭載人員は 110 名、航続距離 7,600km (20 トン搭載時)

現有 **11 機**

## 《第二次大戦》

・ヒトラー「**自由は戦いによって得られる**」（菊池謙治著：ヒトラーに学ぶ人の上に立つ本：大陸書房）

・スターリン「我々は**平和**を擁護し平和の事業を守っている」（高橋健一郎著：スターリニズムの言語のレトリック分析）

## 【組合の役割】

・航空会社や経営者は「**航空は平和産業**」としながらも、なかなか表立っては国の方針に逆らえません。

・こういう事態こそ、**労働組合の出番**です。

「**定航協**（定期航空協会）の周変事態法に対する考え方（1999. 05. 24）」—基本的な考え方—

・周辺事態法では、民間企業に対する協力依頼は強制力を伴わないとされているほか、協力依頼は、およそ不測の事態が起こり得ない状況においてのみなされると認識している。

・政府から協力依頼があった場合は、民間企業としてまず、最低限以下の事項等を確認する必要があると考える。

(1) 協力依頼の内容が**航空法の範囲内**であることなど、**法令等に準拠**したものであること

(2) 事業運営の大前提である**運航の安全性が確保**されること

(3) 協力を行うことによって関係国から敵性視されることのないよう、協力依頼の内容が**武力行使に当たらない**こと

・上記の事項等を確認しつつ、**公共事業としての役割を担う**個々の民間航空企業が、自由な意思の下で、個別ケース毎に依頼への対応を判断するべきと考える。

・**民間航空の安全の確保に、国は万全を期すように強く要望**する。

◇航空連は「**民間航空の軍事利用に反対**」です。